

玉東町簡易水道事業

令和 6 年度 水質検査計画

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証する為に不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。水質検査計画では、適切な水質管理を行うため、水源から給水栓までの水質検査の地点や項目、頻度、臨時の水質検査に関する方針などを定めています。

水道事業者は、水道法の定めにより毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定するとともに、これをお客様に情報提供すること義務付けてられています。

水質検査計画の内容

- 1 水質基準とは
- 2 水道事業の概要
- 3 水道水源の概要
- 4 水質検査計画
 - (1)水質検査の基本方針
 - (2)検査項目及び検査頻度
 - (3)検査採取地点
 - (4)臨時の水質検査
 - (5)水質検査の方法と委託する内容
 - (6)水質検査において留意する事項
- 5 検査計画及び結果の公表方法とお客様の声
- 6 関係者との連絡
- 7 令和 6 年度水質検査採水計画
- 8 令和 6 年度水質検査計画

令和 6 年3月
玉東町建設課

1 水道法の改正と水質基準改正

(1) 水質基準とは

水道の水質基準については、水道法第4条に基づく「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)により、項目とその基準値が定められています。厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し、検査方法などの変更及び基準値の強化を行うなど、常に最新の知見に照らして改正されているところです。

玉東町では、水質基準にあわせて、町民の皆様により安心してお使いいただけるよう、令和6年度の水質検査計画を作成しました。

2 水道事業の概要

(1) 水道事業のあゆみ

玉東町簡易水道事業は、昭和30年山北地区簡易水道を皮切りに、南部地区簡易水道を昭和46年、北部地区簡易水道を昭和49年にそれぞれ竣工し、3つの地区的簡易水道でそれぞれ運営しておりました。

しかしながら施設の老朽化と生活様式の変化に伴う水量不足等により、山北地区簡易水道名を中部地区に変更し、昭和63年度から平成20年度まで改良工事及び二俣地区の新設工事を行いました。

なお平成29年3月末で4地区の簡易水道を廃止し、施設を引き継いで新たに玉東町簡易水道を新設しました。

玉東町簡易水道事業(平成29年4月1日 4地区統合・給水開始)	
現在給水人口 (令和5年3月末現在)	4,696人
計画1日最大給水量	1,690m ³
1日最大給水量	1,693m ³
年間取水量(地下水)	526,385m ³

3 水道水源の概要

水源は全て地下水となっており、玉東町所有の深井戸から取水しています。

水源地	原水の種類	浄水方法	使用薬品	汚染源の状況
北部第1水源	地下水	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ナトリウム	なし
北部第2水源	地下水	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ナトリウム	なし
中部水源	地下水	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ナトリウム	なし
二俣水源	地下水	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ナトリウム	なし
南部第1水源	地下水	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ナトリウム	なし
南部第2水源	地下水	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ナトリウム	なし

4 水質検査計画

(1)水質検査の基本方針

水源の地下水の特徴及び水質管理において留意すべき事項を踏まえ、玉東町簡易水道の水質検査基本計画を策定しました。

- ① 検査地点 水質基準が適用される給水栓(蛇口)と浄水施設内の原水の2ヶ所とします。
- ② 検査項目 水道法で検査が義務付けられている水質検査項目 51 項目は、水道法の基本回数で実施し、水道水の安全性を保障します。
- ③ 原水の検査 水質検査項目 40 項目を年1回行います。

(2)検査項目及び検査頻度

- ① 毎日検査 1日1回、地区内の給水栓において色、濁り、残留塩素の検査を行います。
- ② 每月検査 1ヶ月に1回、給水栓において水質変化の指標となる9項目について検査を行います。
- ③ 精密検査 3ヶ月に1回、給水栓において水質基準項目(21項目)について検査を行います。
また、過去の検査結果値が基準値の5分の1を超えた項目で必要とされる場合は追加して検査します。
年に1回、水質基準項目全てについて検査を行います。
- ④ 原水検査 年に1回 40 項目の検査を行います。
年に4回、指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)検査を行います。

(3)検査採取地点

給水栓は配水池の末端で、原水は水源地取水井入口で検査します。

(4)臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化がありその変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値を越えるおそれのある場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど、水質が著しく変化したとき
- ② 臭気等に著しい変化が生じるなど異常があったとき
- ③ その他必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

(5)水質検査の方法とその委託する内容

厚生労働省が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法、「定めにない項目は上水道試験方法(日本水道協会)」等によって実施します。

- | | |
|------|--|
| 毎日検査 | 管理人、担当職員が行います。 |
| 定期検査 | 採水・水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第20条登録機関に委託します。委託先は精度と信頼性を考慮し、 <ul style="list-style-type: none">①全 51 項目を自社分析できる検査機関②臨時検査では少なくとも3日で検査結果が出せる検査体制が整備されている検査機関 を選定します。 |

(6)水質検査において留意すべき事項

- ① 浄水の水質検査結果をもとに、水質の安全性を判定し、評価を行います。原水に関しても、同様の評価を行い、水質管理の指標とします。
- ② 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮し、毎年度、見直しを実施します。
- ③ 計画外項目については、必要があれば臨時の水質検査として取り入れていきます。

5 検査計画及び結果の公表とお客様の声

安全でおいしい水を提供するために、町は水質検査計画と検査結果を公表し、利用者の皆様からのご意見をいただいて検査計画の見直しを行い、より安心できる簡易水道をめざしますので、皆様からのご意見をいただければ幸いです。

6 関係者との連絡

水質管理を万全に行うため下記の通り連携を取っていきます。

①住民との連携

水質等の苦情については的確に対応できるよう努めます。

水質検査経過により情報を提供致します。

②県、市町との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などが発生した場合、有明保健所や県の関係部所と連携を取り対応します。また、近隣の市町とも連携を取ります。

③水質検査機関との連携

緊急に水質検査が必要となった場合は、水質検査委託業者が対応します。

7 令和6年度水質検査採水箇所

令和6年度の水質検査の採水箇所は以下のとおりです。

主な 給水区域	上木葉・木葉 山口・稻佐地区	西安寺・原倉地区	白木・上白木地区	二俣地区
原水	北部第1水源 北部第2水源	南部第1水源 南部第2水源	中部水源	二俣水源
浄水	玉東町役場 給水栓	東山公民館 給水栓	中央公民館 給水栓	中原公民館 給水栓

8 令和6年度水質検査計画

詳細な検査計画は、別表のとおりです。